

第 34 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 17 年 1 月 27 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 40 分
場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、織田深雪委員、木下美佐子委員、塚澤監査委員、森下監査委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 池田副会長あいさつ

本日委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、第 34 回の合併協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。昨年 10 月 26 日に第 33 回協議会を開催いたしました。全ての協定項目の確認を終え、11 月 8 日には合併協定書調印式を済ませました。その後、紆余曲折はございましたが各市町村議会の議決を得て三重県知事への合併申請を行いました。12 月には三重県議会の議決、三重県知事決定を経て総務大臣へ合併の届出、そして今月 17 日には総務大臣によります官報告示により、平成 18 年 1 月 1 日の新「津市」誕生が正式に決定をいたしたところでございます。これも協議会委員及び市町村議会議員の皆様をはじめ住民の皆さんのご理解とご尽力の賜物と心から感謝をいたしております。前回協議会から早や 3 か月になりますが、これから新「津市」誕生まで、多くの項目について細部の調整が必要でございますので、これまでと同様に円滑に協議が進められますよう、委員の皆様には格別のご協力をお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第の 3 に入ります前に協議会規約第 9 条第 2 項におきまして会長は会議の議長となるとあります。会長は現在病氣療養中でございますが経過は良好と聞いております。しかしながら現在も治療は続いておりますので、本日は津地区合併協議会会長の職務代理者である副会長の池田幸一が議長を務めます。会議に先立ちまして協議会委員の交替及び辞任の報告をいたします。白山町議会におかれましては市町村合併特別委員会の廃止により今回から白山町議会議長の西森正美様が委員として、ご出席いただきます。よろしくお願いたします。

西森委員 それでは失礼をいたします。今ご紹介に預かりました白山町議会の西森でございます。幸か不幸か丁度この協議会の最初に皆さんとお連れにさせていただいて、真ん中の一番肝心なところが抜けたわけです。そんなことで、また一緒に皆さんとお連れにさせていただくわけでございますけれども、何分無知なものでございます。どうぞ今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどをお願いいたしまして、大変簡単ではございますが、今度寄せていただきますご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。次に 3 号委員の渡邊委員から 1 月 19 日付で協議会委員の辞任届が提出され受理をいたしました。当面、後任の委員は委嘱せず現在の 3 号委員さん 4 名体制で進めていきたいと思っております。それから次に津市におかれましては、津市長職務代理者である高橋津市助役が代理出席をさせていただきます。今日は 3 号委員さんの鈴木委員さんが欠席という報告をいただいております。

ますので、ご報告いたします。それでは、会議の進行を議長に移させていただきます。よろしくお願いいいたします。

池田副会長　それでは、津地区合併協議会規約第9条第2項の規定により、本日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては議事運営に格別のご協力をお願い申し上げます。それでは本日の議事に入りたいと思います。まず本日の会議は代理出席を含む委員23人の出席で、津地区合併協議会規約第9条第1項の規定を満たし当会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。次に本日の会議録の署名委員を指名いたします。安濃町長海野委員さん、お願いをいたします。久居市議会議長の小田委員さん、それから3号委員から織田委員さん、3名様にお願いをいたします。それでは、会議次第の3に入ります。まず、報告第104号平成16年度津地区合併協議会歳入歳出の中間監査について事務局から説明をさせます。

3 議 事

(1) 報告事項

報告第104号 平成16年度津地区合併協議会歳入歳出の中間監査について

事務局長　はい。報告第104号津地区合併協議会歳入歳出の中間監査についてご説明をいたします。3ページをご覧ください。中間報告といたしましては、10月31日現在でございます。まず歳入につきましては、1款分担金及び負担金は、5,000万円で予算額どおり納入されております。2款の県支出金につきましては、10月末現在では、収入はありませんでしたが、12月17日に500万円入金されております。3款繰越金は、217万6,041円であります。諸収入は預金利子の65円であります。歳入合計は、予算現額5,600万2,000円に対し5,217万6,106円であります。続きまして、歳出につきましては、1款総務費は予算現額1,368万8,000円に対し516万9,445円の支出済額で、未執行額は851万8,555円となっております。内訳といたしましては、報酬は130万2,400円の支出済額で、未執行額は14万1,600円あります。これは委員の報酬であります。旅費は15万7,720円の支出済額で、未執行額は172万2,280円あります。職員、専門部会員の先進地の調査であります。需用費は179万9,607円の支出済額で、未執行額は353万2,393円あります。主な支出は、コピー代、コピー用紙、ファイル等の消耗品等でございます。役務費は36万1,533円の支出済額で、未執行額は40万7,467円あります。主な支出は、電話代、切手代の通信運搬費であります。委託料は31万8,150円の支出済額で、未執行額は16万1,850円あります。協議会の反訳委託料であります。使用料及び賃借料は123万35円の支出済額で、未執行額は87万7,965円あります。主な支出は駐車場使用料、パソコン等事務機器借上料及び自動車のリース料であります。備品購入費、負担金補助及び交付金、補償、補填及び賠償金の支出額はありませんでした。2款の事業費は、予算現額4,201万4,000円に対し812万9,700円の支出額で、未執行額は3,388万4,300円となっております。内訳といたしまして、報償費の支出はありませんでした。需用費は、771万7,652円の支出済額で、1,042万9,348円の未執行額であります。主な支出はコピー代、イベントの啓発普及物品の消耗品費と協議会だよりの印刷製本費であります。役務費は36万2,048円の支出済額で、未執行額は322万2,952円あります。協議会だよりの折込手数料でございます。委託料の支出はありませんでした。使用料及び賃借料は5万円の支出済額で、未執行額は10万円あります。駐車場の使用料であります。3款予備費は、予算現額30万円です。歳出合計は、予算額5,600万2,000円に対し、1,329万9,145円の支出額で、未執行額は4,270万2,855円となっております。4ページをご覧ください。収入済額5,217万6,106円から支出済額1,329万9,145円を差し引いた残額は3,887万6,961円あります。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

池田副会長 説明は以上のとおりであります。この歳入歳出決算につきまして11月30日に中間監査を実施し、監査委員の審査を受けておりますので、審査結果の報告をお願いいたします。

塚澤監査委員 それでは、平成16年度津地区合併協議会中間監査についてご報告申し上げます。監査委員、私塚澤正は森下誠監査委員と共に津地区合併協議会規約第13条に基づき、平成16年11月30日津リージョンプラザ第3会議室に於いて平成16年4月1日から平成16年10月31日までの平成16年度津地区合併協議会中間監査について歳入歳出計算書並びにその関連帳票を監査した結果、計算書記載のとおり正確適正であることを認めます。以上であります。

池田副会長 ありがとうございます。歳入歳出に対する計算書の内容につきまして何かご意見ご質疑等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。はい、それでは、ご異議、ご質問はないようでございますので、これにて質疑を終わらせていただきます。報告第104号に対しまして、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

池田副会長 ありがとうございます。それでは、報告第104号平成16年度津地区合併協議会歳入歳出計算書につきましては、原案どおり承認といたします。塚澤委員、森下委員ありがとうございます。続きまして、本日の協議事項に入ります。本日の協議事項は、議案第14号平成16年度津地区合併協議会補正予算(第1号)についてであります。津地区合併協議会の予算につきましては、合併を平成17年1月を目標として、今日までの10か月間の経費を見込んでおりましたが、合併期日の変更に伴いまして平成17年2月から3月分の運営経費が必要になりますことから補正をお願いするものでございます。本日議案としてご審議いただきたいと存じます。細部につきまして事務局からご説明をいたします。

(2) 協議事項

議案第14号 平成16年度津地区合併協議会補正予算(第1号)について

事務局長 はい。議案第14号平成16年度津地区合併協議会補正予算(第1号)についてご説明をいたします。6ページをご覧ください。平成16年度津地区合併協議会補正予算(第1号)は次のとおり提出いたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,717万8,000円といたします。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。7ページをご覧ください。まず歳入からご説明いたします。繰越金につきましては、前年度の繰越金217万6,041円でありましたので、117万6,000円を予算措置いたしました。歳入合計は、117万6,000円を追加いたしまして、5,717万8,000円であります。続きまして歳出についてご説明いたします。今回の補正は、当初4月から1月末までの10か月予算でございましたが、合併期日の変更により不足いたします2か月分を補正いたします。総務費の報酬につきましては、5回分の61万6,000円の増額でございます。需用費の燃料費につきましては、2万円のガソリン代の追加であります。役務費の通信運搬費につきましては、ホームページホスティング料等で9万2,000円の追加であります。委託料は、反訳委託料の追加8万円あります。使用料及び賃借料につきましては、駐車場の使用料で3万円、事務機器借上料パソコンプリンター等で29万6,000円、自動車リース料で、4万2,000円の追加であります。歳出合計は、117万6,000円を追加し、5,717万8,000円あります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

池田副会長 説明は以上のとおりでございます。議案第14号につきまして、ご質疑、ご意見等ご

ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。はい、それでは、ご意見、ご質疑等もないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。議案第 14 号平成 16 年度津地区合併協議会補正予算（第 1 号）につきまして、原案どおりの内容でご異議ございませんか。

（異議なし）

池田副会長　ありがとうございます。それでは、議案第 14 号につきましては原案どおりの内容で決定します。本日の協議事項は以上であります。それでは、次に会議次第の 4、市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行につきまして、事務局から説明をしてください。

4 市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行について（案）

事務局長　はい。8 ページをお願いいたします。それでは、市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行につきまして、ご説明をさせていただきます。既にご承知のことと存じますが、当制度につきましては、平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって「指定管理者制度」が導入されました。これにより、現在、管理委託を行っている公の施設については、同法施行後 3 年以内（平成 18 年 9 月 1 日まで）に「指定管理者制度」へ移行するか、直営としなければなりません。このため「指定管理者制度」への円滑な移行を図るために現時点から、当制度移行に向け、準備を進めていくべきだと考えておりますことから、本日、市町村合併を踏まえた指定管理者制度への移行に係る基本的な考え方、スケジュール等をお示しさせていただくものでございます。まず、別紙資料に基づきまして、指定管理者制度の概要を簡単に説明させていただきます。9 ページをご覧くださいと思います。大変申し訳ございませんが、最初に資料の訂正をお願いしたいと思います。上から 4 つ目の、下から 2 行目、「地方公共団体あるいは長に」とありますけれども、ここを「地方公共団体の長に」という訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。先ほども申し上げましたように、当制度は、平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。）が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度でございます。これまでの管理委託制度のもとでは、地方自治体が公の施設の管理を委託できるものは、改正前の地方自治法により、公共団体（市町村とか土地改良区など）、公共的団体（生協、農協、自治会など）及び自治体が出資する第三セクターなどに限定されておりました。また、管理受託者は、委託契約に基づく具体的な管理の事務や業務を執行することができますが、管理の権限と責任は引き続き設置者である地方公共団体が有するものであり、施設の使用許可など処分に該当する業務は委託できないこととされておりました。一方、指定管理者制度のもとでは、地方自治体が指定した「指定管理者」に、使用料の強制徴収や不服申立てに対する決定など、法令上、地方公共団体の長に専属的に付与された行政処分を除き、使用許可を含む施設の管理を行わせることができます。従前の管理委託制度とは異なり、地方公共団体は管理権限の行使自体を自ら行いませんが、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取消等を行うことができる制度です。また、指定管理者の範囲につきましては法律上特段の制約がないことから、民間企業や NPO 等を含む法人その他の団体が議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことも可能となります。以下に当制度のポイントを示した図がございますが、旧の管理委託制度から、指定管理者制度へ移行しますと、民間事業者を含む幅広い候補者の中から、最も適切な団体を、議会の議決を経て指定し、指定を受けた指定管理者は条例

に基づく管理を代行するという形になります。その結果、住民側からは公の施設のサービスの向上、行政側は、住民のニーズへの効果的な対応、そして、公の施設の経費削減、民間業者にとって、公共の分野への事業機会の拡大といったような効果が期待をされているところでございます。10ページを見ていただきますと、当制度では、管理主体の範囲について法律上特段の制約はなく、行政処分当たる使用許可も含めて指定管理者が管理を代行することができることとなっておりますので、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的とする公の施設として、その適正な管理を確保するためのしくみが法律上整備されています。先のご説明と重複する部分もございませぬけれども、公の施設の適正な管理を確保するためのしくみといたしまして、平等利用の確保、指定管理者には、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が法律上義務づけられています。次に、条例の制度、指定の手続き、指定管理者に行わせる業務の具体的範囲、管理の基準はあらかじめ条例で定め、指定管理者はこの基準に沿って管理を行います。そして、指定の議決、先にも少し触れましたが、条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定します。事業報告書、指定管理者は、毎年度終了後、地方公共団体に事業報告書を提出し、地方公共団体は、指定管理者による管理の状況をチェックします。指定の取消等、地方公共団体は、指定管理者に対し、適正な管理を行うために必要な調査や指示などを行い、指示に従わない場合は、指定の取消や業務の停止を命じることができます。権限の範囲といたしましては、指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能ですが、使用料の強制徴収や不服申立ての決定などの行政処分権限を代行することはできません。以上が法律上整備されている公の施設の適正な管理を確保するためのしくみでございます。なお、この表の上から2つ目の条例につきましては、指定の手続きに関する手続き条例を制定する方法と、個々の施設ごとに指定の手続きを含めて条例を制定する方法がございませぬ。この後の「基本的な考え方」でもご説明申し上げますが、当地区の新市に向けた指定管理者制度への移行に係る条例制度については、個々の施設ごとに指定の手続きを含めて条例を制定する方法により行っていきたいと考えております。次に、最初にも申し上げましたことと重複いたしますが、公の施設につきましては、従来の管理委託制度を廃止し当制度へ一本化されたことから、管理委託制度を採用している公の施設については、改正法の施行後3年間の経過措置期間内、すなわち、平成18年9月1日までに、指定管理者制度に移行することが必要となっております。これらの点につきましては、新しい指定管理者制度と、従来の管理委託制度との関係と、下の表にお示ししてございませぬ。表の最後の欄の業務委託につきましては、例えば施設の維持補修等のメンテナンス、警備、清掃など、業務の一部を委託する場合は、指定管理者制度とは別個のものであり、公の施設を直営管理とし、従来どおり民間との委託契約により、委託は可能でございます。簡単ではございましたが、以上が指定管理者制度の概要でございます。それでは、それらに係るスケジュール等(案)をご説明させていただきます。8ページに戻っていただきたいと思ひます。この基本的な考え方につきましては、新市における指定管理者制度への円滑な移行を図るため、平成18年1月1日の合併期日を踏まえるとともに、制度の趣旨や、合併関係市町村の公の施設に係る管理運営の経緯等をかんがみ、進めることといたしませぬ。まず、(1)で現在、管理委託を行っている公の施設につきましては、原則として、平成18年4月1日からの指定管理者制度への移行を目指すことといたしませぬ。(2)で現在、合併関係市町村において直営で管理している公の施設については、原則として、そのまま新市に引き継ぐこととし、新市において指定管理者制度へ移行するか、直営を継続するかの検討を行っていくこととします。(3)現在、既に合併関係市町村において指定管理者の指定が行われている公の施設につきましては、原則として、合併時はそのまま新市に引き継ぐこととします。(4)特別な事情により、平成18年4月1日からの移行が困難な場合は、平成18年9月1日までの移行に向け

準備を進めることといたします。続いて、これらを進めるスケジュール等でございますが、現在、合併関係市町村さんにご協力いただきまして、合併関係市町村の公の施設の現況調査及び整備を行っております。これを2月を目処に終えた後、3月から4月を目処に個々の公の施設につきまして、先ほどの「基本的な考え方」に則り、指定管理者制度へ移行するのか、直営とするのかの方針を出し、その時点で再度、皆様へ協議、ご報告等させていただきたいと考えております。個々の公の施設の方針が決定しましたら、公の施設設置条例(案)の整備に取りかかり、今年9月から10月にかけて、公の施設の設置条例(案)の確定を予定しております。この公の施設の設置条例(案)を、先ほど説明させていただきました、個々の施設ごとに指定の手続きを含めて条例を制定する方法により整備を行っていきたくと考えております。次の手続きといたしまして、これら公の施設の設置条例を新市発足日に職務執行者による専決処分をお願いしたいと考えております。その後の予定につきましては、新市における初議会の開催や日程等が未定でありますことから、あくまでも予定といたしまして、平成18年2月から3月と表示させていただいておりますが、手続きの順番といたしましては、新市発足後最初の議会において職務執行者が行った専決処分について報告、ご承認をいただいた後、指定管理者の選定を行うこととなります。また、指定管理者の指定につきましては、議会の議決が必要となりますため、議会で指定に係る議決をいただいた後、指定管理者との協定の締結を行います。これら必要な手続きを全て行ったうえで、平成18年4月1日からの指定管理者による管理運営となるように進めていきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

池田副会長 説明にございましたように、地方自治法の改正によりまして平成18年4月1日までに公の施設の管理運営について指定管理者制度へ移行するか、直営とするか、どちらかに決める必要がございますが、その前に合併期日の平成18年1月1日がまいります。このため、公の施設の現状調査および整備を行い、その結果に基づきまして個々の施設についての対応を円滑に行えるよう準備をしていく必要がございますので、ただ今ご説明をいたしました考え方、スケジュールで準備を進めてまいりたいと考えております。指定管理者制度につきまして何かご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。はい、それでは、ないようでございますので、ご説明いたしました内容で準備を進めさせていただきます。各施設の具体的な方針、取扱いにつきましては、随時協議会に協議、報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。それでは、次に会議次第の5、次回協議会の日程につきまして事務局から説明をしてください。

5 次回の協議会について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成17年2月24日(木)午後3時

場 所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

池田副会長 次回はそのようにお願いをいたします。次に、会議次第の6、その他について、何かございますか。この際皆様方から何かございましたら、よろしいですか。はい、小田委員さん。

小田委員 前は10月26日でしたか、合併協議会がございました。約3か月経って久しぶりに行われましたので、この際2つほどお願いを申し上げたいなというところでございます。1つは、合併期日の延長によって、今年是最終年ということになったわけでございますが、その最終年の詰めの業務予定表がどういうふうになったのか、当初は平成17年1月、4月ということだったんですが、当然、業務を実施するには業務予定表というものに基づいて業務をやっておられると思います。それがどういうふうに変

わったのかというふうなことを教えていただきたい、明らかにしていただきたい。私どもは合併に関しては継続的な協議あるいは審議というものを、業務予定表を基礎として、いつ、何を決定すればいいのか、また、変化が起こった時に変化に応じて、まず何を話し合わなければならないかというふうなことを絶えず考えていかないと、そういう任務を帯びていることになるかと思えます。それで、合併の期日もはっきりしましたので、新しい業務予定表が決まりましたら、それを教えていただきまして、我々もそれによって状況判断をしながら、いろいろ論議してまいりたいと思えますので、それを1つ要望しておきたいと思えます。それから、2つ目は適宜重要な案件といえますか、懸案事項については中間報告というものをお願いしたいというふうに思うわけでございます。1年延期したから業務が遅れるというふうなことがあっては絶対にあってはならないことであるわけであります。その点からも適宜中間報告をやっていただきたい、最終的にはこういうふうと考えておるんだというふうなことを明らかにお願いしたい。例えば支所機能につきましても、組織におきましても去年の10月頃にはできておるということになっておったわけなんですけれども、どうなっているか、まだはっきりしない。そういうふうな状況が非常に広く市民の方も関心があるところでありますので、最終的なものでなくてよろしいですから、こういうことで仕事をしとんのや、というようなことで進んでいただきたい。でないと、もう調印も終わって各議会の議決も終わったと、これでもう一山越えたんだ、というふうな空気が広まると非常に困る、というふうに思うわけでございます。最終年であればあるほど幅広く深く論議をしていかなければならない。そのために1年延長としたわけでございますので、一山過ぎたんじゃなくて、これから富士山の頂上であれば六合目か七合目、これから汗をかかないかんだと、そういう観点から絶えず進捗状況を把握しておきたい、そういう気持ちがございますので、1つ適宜そのような件については中間的な報告をお願いしたい。この2つを要望としてご提案したいと思えます。よろしくお願いいたします。

池田副会長 要望ということで、お聞かせをいただいて対応をさせていただきたいと思えます。その他ございませんでしょうか。はい、永田委員さん。

永田委員 今、小田委員さんが言われたことと重複するかもわかりませんが、この合併については、あと11か月余りということでゴールは分かっているわけです。ややもすると今までの経過、これもお願いになるんですけれども、しまいの方でスケジュールが一杯やからということで協議事項もあまり協議がされやん、協議せんと、時間がないやというようなことがないように、やはりまだ11か月ではあるんですから、当初からそういった重要案件が十分議論できるようにしてほしいな、特にこれだけは強くお願いしたいな、もうしまいの方になると時間がないからと、ややもするとなりがちになる、そういうことだけはお願いしたい。

池田副会長 はい。今ご指摘いただきました内容につきましては十分こころして進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。それでは、以上で終わらせていただいてよろしいでしょうか。はい、それでは、以上で本日の会議を終わらせていただきます。議事進行につきましては委員の皆さんの格別のご協力を賜りました。無事協議会を終えることができましたことをお礼申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

平成 17 年 2 月 17 日

署名委員 1号委員 安濃町長

海 野 武 司 印

2号委員 久居市議会議長

小 田 利 英 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織 田 深 雪 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。